

次の土地改良事業施行認可申請については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次により平成二十一年十月一日から平成二十一年十月二十一日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県北部農林水産事務所長に申し出ることができる。

また、同法第四十八条第九項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十一年十月一日

広島県北部農林水産事務所長 児 島 茂 春

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
庄原市土地改良区	黒田原	ため池等整備事業	庄原市役所